

ふじみ野市絵画等展示要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、絵画等の展示場所を市民に提供することにより、市民の文化に対する関心を高めるため絵画等の展示に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 絵画等 絵画、写真、書、オブジェその他これらに類するもの
- (2) 吊り金具等 ピクチャーレール及び額縁用吊り金具
- (3) 使用者 第8条に規定する使用の決定を受けた者

(展示場所)

第3条 絵画等の展示場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市役所本庁舎1階ギャラリー
- (2) 大井総合支所1階展示スペース

(展示基準)

第4条 展示できる絵画等は、いずれにも該当するものに限る。

- (1) 文化を向上するための芸術及び活動による作品であること。
- (2) 公序良俗に反するおそれがない作品であること。
- (3) 政党、政治、宗教等の宣伝啓発並びに営業又は営利を目的とする出展及び作品でないこと。

(展示期間)

第5条 同一の絵画等の展示期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる期間内とする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) ふじみ野市役所本庁舎1階ギャラリー 2週間
- (2) ふじみ野市大井総合支所1階展示スペース 1月

2 絵画等の管理は、当該使用者が管理するものとする。

(申込者の範囲)

第6条 展示場所の使用に係る申請ができるものは、団体の場合はふじみ野市を拠点として活動しているものとし、個人の場合はふじみ野市に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者とする。ただし、市長が特に認めたものは、この限りでない。

(使用の申請)

第7条 展示場所を使用しようとする団体及び個人は、絵画等展示申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による展示の申請があったときは、展示予定の絵画等の写真を求めることができる。

(使用の決定)

第8条 市長は、前条の規定による展示の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、絵画等使用者決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（使用料）

第9条 展示場所の使用料は、無料とする。

（使用方法）

第10条 市長は、展示場所、展示期間等の具体的な年間展示計画を使用者と協議の上、作成するものとする。

2 使用者は、自ら絵画等を額縁等に収納し、吊り金具等を使用して展示するものとする。

3 使用者は、第1項の規定による年間展示計画で決められた展示期限の満了日に、当該展示物を自ら撤去しなければならない。

（実施報告）

第11条 使用者は、展示期間の満了の日から7日以内に絵画等展示実施報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（使用許可の取り消し）

第12条 第8条の規定により決定された使用許可が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用許可を取り消す。

(1) 市において、展示場所を公用または公共用のために使用する場合

(2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けた事実が明らかになった場合

(3) 管理又は運営上支障があると認められる場合

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、絵画等の展示について必要な事項は、市長が別に定める。

様式第 1 号（第 7 条関係）

絵画等展示申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

住所又は所在地
団体名（個人）
代表者氏名
電 話 番 号

展示者住所	展示者氏名	電話番号	展示作品の種別

展示場所	展示期間
市役所本庁舎	年 月 日から 年 月 日まで
大井総合支所	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- 1 展示する絵画等の写真等

様式第 2 号（第 8 条関係）

絵画等使用者決定通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長



年 月 日付けで申請のあった絵画等の展示については、展示基準等の調査の結果、展示場所の使用者に決定したので、ふじみ野市絵画等展示要綱第 8 条の規定により、通知します。

様式第 3 号(第 1 1 条関係)

絵画等展示実施報告書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

住所又は所在地
団体名（個人）
代表者氏名
電 話 番 号

絵画等の展示が、下記のとおり終了したので報告します。

記

展示期間	年 月 日から 年 月 日まで
展示場所	市役所本庁舎 大井総合支所
展示作品数	点
事故等の有無	☐なし ☐あり 事故等の内容

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の様式に基づいてなされている手続その他の行為は、改正後の相当規定に基づいてなされている手続その他の行為とみなす。